

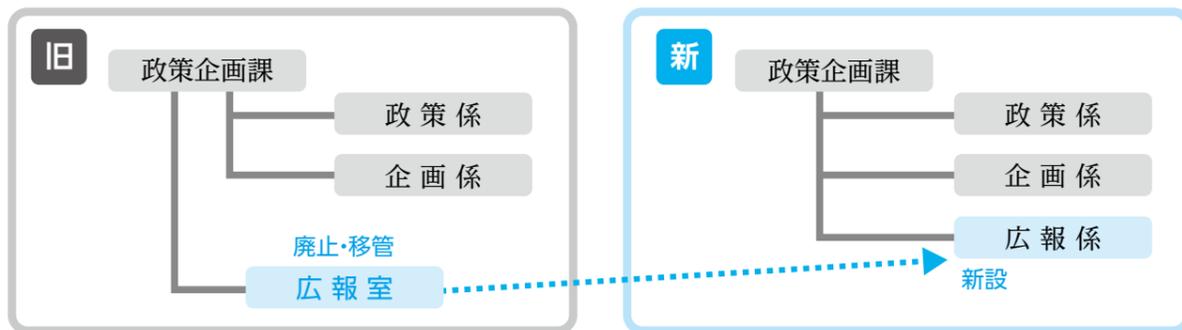
市役所の組織が変更となります

市では、市民サービスの向上と事務の効率化を図るため、行政組織機構の見直しを行っています。4月1日より、市役所の組織が次のように変更となりますのでお知らせします。

【課・係の再編】

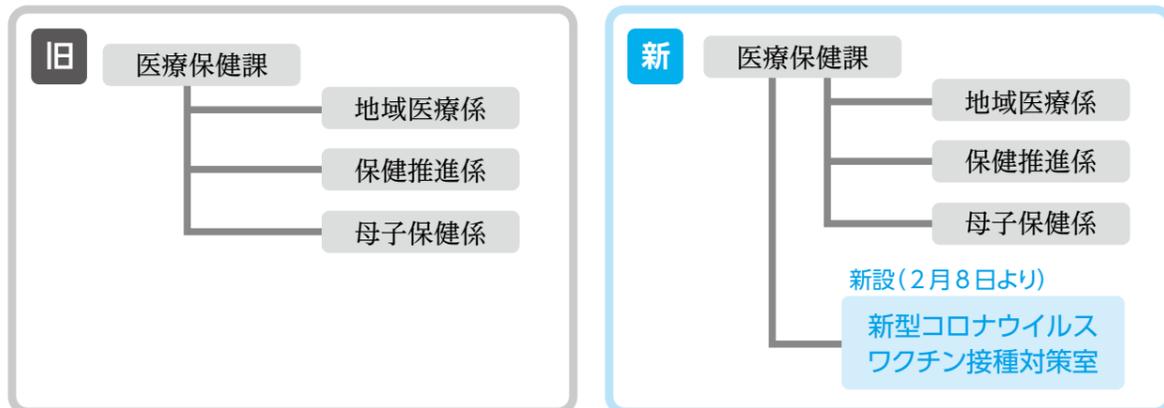
(1) 政策企画課・広報室

「広報室」を廃止し、業務を「政策企画課」へ移管します。



(2) 医療保健課

「新型コロナウイルスワクチン接種対策室」を新たに設置します。



(3) 福祉課(保育所)

「オレンジ保育所」を廃園とします。



【問合先】 政策企画課 政策係 ☎0978-72-5161

ワクチン接種時の移動に使える タクシー利用券を交付します

(高齢者等新型コロナウイルスワクチン接種送迎支援事業)

市は、高齢者の迅速なワクチン接種を支援するため、移動手段を確保することが困難な高齢者がおられる世帯に対し、運賃の一部を助成するタクシー利用券を交付します。

交付対象世帯

昭和32年4月1日以前に生まれた方がいる世帯で、下記①～③のいずれか1つに該当する世帯。

- ① 世帯全員が運転免許証を持っていない
- ② 世帯全員が自家用車を持っていない
- ③ ①②以外の理由で車を運転することができない

※②の自家用車には、自動2輪、原付、シニアカーは含みません。

※③は、認知機能低下、障がい、車を所有する世帯員が長期不在などの理由が該当します。

申請方法について

本事業の申請は4月の区長回覧で行います。対象世帯となる世帯員の方は、回覧時に「対象世帯申請名簿」に世帯主名と住所を記入し、世帯状況に該当する項目に○をしてお答えください。

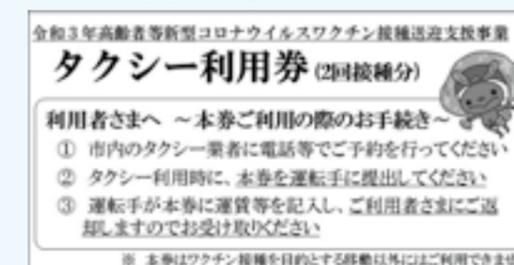
※行政区に加入していない世帯の方は、高齢者支援課まで電話などで届け出てください。

タクシー利用券について

- ・ワクチン接種を目的とした移動にタクシー利用券を利用できます。ただし、指定タクシー会社以外の事業者の利用や、市外の医療機関への移動には使用できません。
- ・タクシー利用券は世帯に1組(2回接種分)を交付し、運賃の助成上限額は1枚につき片道5,000円です。片道運賃が5,000円以下だった場合お釣りはできません。5,000円を超えた場合はご利用者様の実費負担となります。
- ・タクシー1台につき、1世帯分の利用券しか使用できません。ただし、相乗りを推奨するため、相乗りをして運賃が5,000円以上となった場合、2世帯分の利用券が使用できます。



タクシー利用券・見本



令和3年度高齢者等新型コロナウイルスワクチン接種送迎支援事業	令和3年度高齢者等新型コロナウイルスワクチン接種送迎支援事業	令和3年度高齢者等新型コロナウイルスワクチン接種送迎支援事業	令和3年度高齢者等新型コロナウイルスワクチン接種送迎支援事業
タクシー利用券 2回目(帰り) 助成対象運賃 円	タクシー利用券 2回目(行き) 助成対象運賃 円	タクシー利用券 1回目(帰り) 助成対象運賃 円	タクシー利用券 1回目(行き) 助成対象運賃 円
利用日 月 日 日	利用日 月 日 日	利用日 月 日 日	利用日 月 日 日
No.	No.	No.	No.
ご利用者控え	ご利用者控え	ご利用者控え	ご利用者控え

【問合先】 高齢者支援課 高齢者支援係 ☎0978-72-5189